

大和市告示第18号

大和市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業実施要綱を次のように定める。

令和4年2月1日

大和市長 大 木 哲

大和市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領（令和3年11月26日付け府政経運第399号内閣府政策統括官（経済財政運営担当）通知「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業の実施について」別紙。以下「国要領」という。）に基づき、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の影響等を踏まえて本市が実施する住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 給付金 国要領第2部に規定する住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金をいう。
- (2) 基準日 令和3年12月10日をいう。
- (3) 住民基本台帳 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住民基本台帳をいう。

(給付金の支給)

第3条 本市は、この要綱に定めるところにより、給付金を支給する。

2 次条の規定にかかわらず、給付金の支給の対象となる者が次の各号に掲げる世帯のいずれかに属する場合は、給付金を支給しない。

- (1) 他自治体において国要領に基づく給付金の支給を受けた世帯
- (2) 世帯に属する全ての者が令和3年度の市町村民税均等割が課されている者の扶養親族等（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による同一生計配偶者、扶養親族、青色事業専従者及び事業専従者をいう。）である世帯
- (3) 基準日において同一の世帯であった親族について、基準日以後に同一の住所において別世帯とする届出を行い、同一の住所に住民登録があるいずれかの世帯に対し給付金を支給した場合の、当該住所に住民登録があつて給付金の支給を受けた世帯以外の世帯

(支給対象者及び対象世帯)

第4条 給付金は、次の各号のいずれかに該当する者に対して支給する。

(1) 基準日において本市の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に住民基本台帳法第8条の規定により住民票を削除されていた者で、基準日において日本国内で生活していたにもかかわらず、いずれの市町村（特別区を含む。以下同じ。）の住民基本台帳にも記録されず、かつ、基準日の翌日以後初めて本市に住民基本台帳法第22条第1項の規定に基づく届出をしたものを含む。次号において同じ。）であって、その世帯に属する全ての者が地方税法の規定による令和3年度分の市町村民税均等割（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）が非課税となる者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者で構成される世帯（以下「非課税世帯」という。）の世帯主

(2) 第6条の規定による申請を行う日（以下「申請日」という。）において本市の住民基本台帳に記録されている者であって、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、その世帯に属する全ての者に係る令和3年1月から申請日の属する月の前月までの任意の1か月の収入又は所得を基に算定した1年間の収入見込額又は所得見込額が令和3年度の市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である世帯（前号に規定する世帯を除く。以下「家計急変世帯」という。）の世帯主

2 前項に定めるもののほか、配偶者その他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める措置を受けた者等については、前項各号に規定する世帯に属しているにもかかわらず別記に掲げる者に給付金を支給する。

3 前2項の規定にかかわらず、基準日から第8条の規定による支給決定までの間に、前2項の規定により給付金の支給対象となる者（以下「支給対象者」という。）が死亡し、かつ、その届出が本市に到達した場合は、その死亡した日以後に当該者が属する世帯の世帯主になった者に給付金を支給する。ただし、これにより難しい場合は、当該世帯に属する当該者以外の者であって、市長が適当と認めるものに支給する。

(支給額及び支給方法)

第5条 給付金の支給額は、1対象世帯につき100,000円とする。

2 給付金の支給は、口座振込により行うものとする。ただし、支給対象者が金融機関に口座を開設していない場合その他市長がやむを得ないと認める理由により現金による支給を希望する場合は、その申出に基づき、別に定める方法により現金で支給する。

(支給申請等)

第6条 給付金の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める書類を市長に提出しなければならない。ただし、市長がその書類により証明すべき事項を現有公簿等により確認することができる場合は、当該書類の提出を省略させることができる。

(1) 本市が現有公簿等により当該世帯が非課税世帯であると確認できる世帯 大和市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給要件確認書（以下「確認書」という。）その他市長が必要と認める書類

(2) 非課税世帯（前号に掲げる世帯を除く。） 大和市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書（請求書）（次条において「非課税分申請書」という。）、給付金の振込先金融機関の口座の通帳等の写し及びその他市長が必要と認める書類

(3) 家計急変世帯 次に掲げる書類

ア 大和市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（家計急変世帯分）申請書（請求書）（次条において「家計急変分申請書」という。）

イ 大和市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に係る簡易な収入（所得）見込額申立書

ウ 戸籍謄本、住民票等の写し

エ 給与明細書、公的年金証書等の収入額又は所得額が確認できる書類

オ 給付金の振込先金融機関の口座の通帳等の写し

カ その他市長が必要と認める書類

(申請等の期限)

第7条 確認書の提出期限は、市が確認書を発送した日から3か月とする。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、別に定める日とする。

2 非課税分申請書及び家計急変分申請書の提出期限は、令和4年9月30日とする。

(支給決定及び通知)

第8条 市長は、第6条の規定による申請等があったときは、速やかにその内容を審査して支給の適否を決定し、支給するときは大和市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給決定通知書により当該申請者等に通知するとともに、給付金を支給し、支給しないときは大和市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金不支給決定通知書により当該申請者等に通知するものとする。

(支給等に関する周知)

第9条 市長は、この要綱による事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請等の方法及び期限その他事業概要について、広報その他の方法により周知を行うものとする。

(申請等が行われなかった場合等の取扱い)

第10条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、申請等を行うことができる者から第7条に規定する提出期限まで申請等が行われなかったときは、その者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第8条の規定による支給決定を行った後、手続の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、正確な振込先口座の届出若しくは申請又は第5条第2項ただし書の規定による現金支給の申出が行われないことその他支給対象者の責めに帰すべき事由により給付金を支給できなかったときは、当該支給対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

(支給決定の取消し及び不当利得の返還)

第11条 市長は、給付金の支給を受けた者が支給対象者の要件に該当しない者又は偽りその他不正な手段により給付金の支給を受けた者であることが判明したときは、支給決定を取り消し、及び既に支給した給付金の返還を求めることができる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第12条 給付金の支給を受ける権利は、これを譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(様式)

第13条 この要綱で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公表の日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日前に第8条の規定により支給決定がされた給付金については、第11条の規定は、同日後も、なおその効力を有する。

## 別表（第13条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	大和市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給要件確認書	第6条及び第7条
第2号様式	大和市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書（請求書）	第6条及び第7条
第3号様式	大和市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（家計急変世帯分）申請書（請求書）	第6条及び第7条
第4号様式	大和市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に係る簡易な収入（所得）見込額申立書	第6条
第5号様式	大和市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給決定通知書	第8条
第6号様式	大和市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金不支給決定通知書	第8条

## 別記（第4条関係）

次に掲げる者は、令和3年1月から申請日の属する月の前月までの任意の1月の収入又は所得を基に算定した1年間の収入見込額又は所得見込額が令和3年度の市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である場合、給付金の支給対象者とする。

1 配偶者からの暴力等を理由に本市に避難し、配偶者と生計を別にしてしている者（婦人相談所一時保護所（一時保護委託契約施設を含む。以下同じ。）又は婦人保護施設の入所者の暴力被害が、当該入所者の親族その他の当該入所者が属する世帯の者（配偶者を除く。）が加害者であって、当該加害者と生計を別にしてしている入所者を含む。）及びその同伴者又は親族（配偶者を除く。第2号において同じ。）からの暴力等を理由に本市に避難し、住民登録のある住居には戻れない事情のある者（以下「避難者」という。）であって、次の各号のいずれかに該当するもの

- (1) 避難者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条に基づく保護命令が出されていること。
- (2) 婦人相談所等（売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条に規定する婦人相談所並びに配偶者からの暴力の被害者に対する支援を行うものであって、市長が別に定める機関及び団体をいう。以下同じ。）により、配偶者からの暴力の被害を受けている旨の証明書（親族からの暴力を理由に婦人相談所一時保護所又は婦人保護施設に入所している者に対して、婦人相談所等が発行した親族からの暴力の被害を受けている旨の証明書を含む。）が発行されていること。
- (3) 住民基本台帳事務処理要領（昭和42年10月4日付け自治振第150号等自治省行政局長等通知）に基づく支援措置の対象となっていること。
- (4) 避難者と住民票上の世帯との間に生活の一体性がないと認められること（前3号に掲げる場合を除く。）。

2 入所する施設等が本市にある者であって、基準日において、次の各号のいずれかに該当する児童（基準日において満18歳に満たない者をいう。以下同じ。）及び児童以外の者（基準日において原則として満22歳に達する日の属する年度の末日までにある者（疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を越えて在学している場合を含む。）及び第6号における母子生活支援施設の入所者を含む。以下同じ。）

- (1) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童（保護者（児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。次号において同じ。）の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となっ

たことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる委託をされている児童を除く。)

- (2) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により入所措置が採られて同法第42条に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法第27条第2項の規定により同法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関（以下「指定発達支援医療機関」という。）に入院し、又は同法第27条第1項第3号若しくは第27条の2第1項の規定により入所措置が採られて同法第37条に規定する乳児院、同法第41条に規定する児童養護施設、同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童（当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者、2月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所又は指定発達支援医療機関への入院をしている者及び保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている児童を除く。)
- (3) 身体障害者福祉法第18条第2項若しくは知的障害者福祉法第16条第1項第2号の規定により入所措置が採られて障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設をいう。）に入所している児童（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。)
- (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第30条第1項ただし書の規定により同法第38条第2項に規定する救護施設、同条第3項に規定する更生施設若しくは同法第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設に入所し、又は売春防止法第36条に規定する婦人保護施設に入所している児童（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。)
- (5) 児童福祉法第25条の7第1項第3号の規定により同法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び平成29年3月31日付け雇児発0331第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「社会的養護自立支援事業等の実施について」により、入居している者に限る。)
- (6) 児童福祉法第23条第1項の規定により同法第38条に規定する母子生活支援施設に入所している者（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。)

- 3 本市により身体障害者福祉法第18条第1項若しくは第2項又は知的障害者福祉法第15条の4若しくは第16条第1項第2号の規定による措置が行われている者（措置施設入所者及び措置入所に準ずるものとして措置権者が適当と認める者（成年後見人、代理権付与の審判がされた保佐人及び代理権付与の審判がされた補助人が選任されている者等を含む。）を含む。以下同じ。）  
（2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）
- 4 本市により、老人福祉法第10条の4第1項及び第11条第1項の規定による入所等の措置等が行われている者（2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）
- 5 いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されていない者であって、次の各号のいずれかに該当するもの
  - (1) ホームレス（ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成14年法律第105号）によるホームレスをいう。）であり、基準日においていずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されていなかった者であって、基準日の翌日以後、本市の住民基本台帳に記録された者
  - (2) 現に住民基本台帳に記録されていない者であって、本人又はその未成年の子等が無戸籍であると本市に申し出た者について、法務局等において無戸籍者として把握していることを市長が相当と認める者